

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年４月１５日

大津市長 佐藤 健 司

１ 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品 感染症患者移送車
- (2) 納入場所 大津市保健所保健予防課（大津市浜大津四丁目１番１号 明日都浜大津１階）
- (3) 納入期限 令和８年３月３１日
- (4) 購入する物品の概要

品名及び数量は次のとおりとする。なお、詳細については、仕様書のとおり

品名	数量
感染症患者移送車	１台

２ 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和７年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

（ア） 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）

と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- （イ） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- （ウ） （ア）又は（イ）と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- （ア） 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- （a） 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- （b） 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- （c） 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- （d） 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- （イ） 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- （ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- （エ） （ア）から（ウ）までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請の方法、提出先及び受付期限

(1) 申請方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 申請の提出先

ア 持参による申請の場合 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市総務部契約検査課(市役所本館 5 階)(電話 077-528-2953)

イ 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 申請の受付期限

ア 持参による申請の場合 令和 7 年 5 月 2 日(金)午後 5 時

イ 郵送による申請の場合 令和 7 年 5 月 2 日(金)

4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町 3 番 1 号 大津市総務部契約検査課(市役所本館 5 階)
(電話 077-528-2953)

5 競争入札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 入札書の提出先

ア 持参による提出の場合 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市総務部契約検査課(市役所本館 5 階)(電話 077-528-2953)

イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 入札書の到達期限

ア 持参による提出の場合 令和 7 年 5 月 13 日(火)午後 5 時

イ 郵送による提出の場合 令和 7 年 5 月 13 日(火)

(4) 入札(開札)日時 令和 7 年 5 月 14 日(水)午後 1 時 30 分

(5) 入札(開札)場所 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所本館 5 階 入札室

6 入札保証金に関する事項

規則第 5 条による。

7 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規則第 13 条各号のいずれかに該当する入札

- (2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (3) 持参により入札書を提出する場合にあっては、第5項第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札
- (4) 郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のアからウまでのいずれかに該当する入札
 - ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - イ 第5項第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
 - ウ 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- (5) 入札書が同封されていない入札
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (7) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (8) 入札書に件名のない又は間違いのある入札
- (9) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (10) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり

入札説明書

本市が発注する「感染症患者移送車」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品 感染症患者移送車
- (2) 納入場所 大津市保健所保健予防課（大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階）
- (3) 納入期限 令和8年3月31日
- (4) 購入する物品の概要

品名及び数量は次のとおりとする。なお、詳細については、仕様書のとおり

品名	数量
感染症患者移送車	1台

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和7年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で

ある取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請方法

(1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式1）

イ 資本関係報告書（様式2）

ウ 業務実績報告書（様式3）

(2) 前号に掲げる書類の様式は天津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和7年度天津市物品供給等入札参加申請において、本店から支店、営業所等

へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、様式 1 及び様式 2 の申請者は受任者でもって記名すること。

(3) 申請者は、第 1 号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

(4) 入札参加資格の審査の申請の提出先及び受付期限は、次のとおりとする。

ア 申請方法 持参又は郵送により申請すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

イ 申請の提出先 (ア) 持参による申請の場合 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市総務部契約検査課(市役所本館 5 階)(電話 0 7 7 - 5 2 8 - 2 9 5 3)

(イ) 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

ウ 申請の受付期限 (ア) 持参による申請の場合 令和 7 年 5 月 2 日(金)午後 5 時

(イ) 郵送による申請の場合 令和 7 年 5 月 2 日(金)

(5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和 7 年 5 月 8 日(木)以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、第 1 号の通知書にその理由を付す。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約条項を示す書類については大津市総務部契約検査課において閲覧することができる。閲覧期間は、令和 7 年 4 月 1 5 日(火)から令和 7 年 5 月 2 日(金)まで(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第 6 7 号)第 1 条に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までとする。

6 入札条件

(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 入札書の提出先 ア 持参による提出の場合 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市総務部契約検査課(市役所本館 5 階)(電話 0 7 7 - 5 2 8 - 2 9 5 3)

イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 入札書の到達期限 ア 持参による提出の場合 令和 7 年 5 月 1 3 日(火)午後 5 時

イ 郵送による提出の場合 令和 7 年 5 月 1 3 日(火)

(4) 入札(開札)日時 令和 7 年 5 月 1 4 日(水)午後 1 時 3 0 分

(5) 入札(開札)場所 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所本館 5 階入札室

(6) 入札保証金 大津市契約規則(昭和 4 0 年規則第 3 5 号。以下「契約規則」という。)

第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

- (7) 予定価格 公表しない
- (8) 最低制限価格 設定しない
- (9) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (10) 入札回数 3回までとする。
- (11) 支払条件 一括払とし、全ての納入物品検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。
- (12) 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第2項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(13) 入札に関する注意事項

ア 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明会

実施しない。

ウ 質問について

疑義等がある場合には令和7年5月2日（金）までに質問書（様式4）を、大津市総務部契約検査課へ電子メールにて送信すること。

電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、契約検査課へ電話連絡すること。

質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス otsu1219@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2953

質問回答日時 令和7年5月8日（木）午後2時 本市ホームページに掲載

回答は当該入札参加審査の結果「参加資格有り」の業者からの質問のみに限る。

エ 入札の無効

次の（ア）から（コ）までのいずれかに該当する場合は、無効とする。

- （ア）契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- （イ）鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- （ウ）持参により入札書を提出する場合にあっては、第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札
- （エ）郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のaからcまでのいずれかに該当する入札
 - a 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札

- b 第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
- c 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札

- (オ) 入札書が同封されていない入札
- (カ) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (キ) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (ク) 入札書に件名のない又は間違いのある入札
- (ケ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (コ) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

オ 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

カ その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市総務部契約検査課調達係 電話 077 - 528 - 2953

感染症患者移送車 購入仕様書

1 公用車輛の使用目的

感染症に罹患した患者を医療機関等へ移送するため、感染対策を講じた移送用車輛を購入するもの。

2 車輛の仕様

(1)品名

普通自動車（白系統色）

(2)数量

1 台

(3)主な仕様

ア 運転席と後部席（以下、患者室という）の間に隔壁による仕切り（別添写真参考）を設置し、感染予防対策が講じられていること。

イ 運転席と患者室は、換気が別に行われることとし、患者室の空気が運転席に入ることがないようにすること。

ウ 運転席と患者室は、スピーカーフォン等で会話できるようにしておくこと。

エ 車椅子型アイソレータ（株式会社日本医科器械製作所製 CIW-1500N）を昇降機で乗降車させ、送迎できること。

オ 車椅子型アイソレータ（株式会社日本医科器械製作所製 CIW-1500N）を固定して運行できること。

(4)納期

令和 8 年 3 月 31 日

(5)納入場所

大津市保健所 保健予防課

〒520-0047 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 1 階

(6)車種

指定なし

車種の指定は行わないが、問題なく移送が行えるサイズであること。

（本仕様書については、日産 キャラバン スーパーロングボディ チェアキャブをもとに作成しているため、同程度のサイズの車種が望ましい。）

「日産 セレナ スローブタイプ」で試乗を行っており、同程度のサイズでは車椅子型アイソレータの搬入時に幅・高さともにサイズが困難なであったことから、それ以上のサイズの車輛を用意すること。

（参考画像を 4(2)に掲載するため、参考にすること。）

車内の高さについて、安定的な移送を行うため、1800mm 程度以上を満たすこと。

(7)装備品仕様明細

ア パワーステアリング

イ エアコン（フロント・リヤ）

ウ 集中ドアロック

エ 座席の材質：ビニールレザー以上の生地

- オ 前席リクライニング機構
- カ トリップメーター
- キ 熱線リヤウインドウデフォッガー
- ク AM / FM ラジオ
- ケ 時計
- コ サンバイザー（運転席・助手席）
- サ サイドバイザー（運転席・助手席）
- シ ラジアルタイヤ（一式装着）
- ス フロントフォグランプ
- セ その他一般の車輛と同様の装備

(8)付属品仕様明細

- ア キー（スベア含め2本以上）
- イ 足元マット
- ウ ジャッキ
- エ スタッドレスタイヤ4本
- オ カーナビゲーションシステム
- カ ドライブレコーダー（フロント、リア共に）
- キ バックモニター
- ク ナンバープレートリム（フロント、リア共に）
- ケ フロアカーペット
- コ 特殊車いす固定ベルト（電動車いす対応、後側固定用（サード用）、アンカープレート、ベルト2本セット）
- サ 手動カーテン（患者室用）
- シ 車いすマークステッカー（非反射式、マグネットタイプ）
- ス アタッチングベルト
- セ 停止表示板（認定品）
- ソ 工具（1式）
- タ 発煙筒（1本）
- チ 自動ブレーキ
- ツ エアバッグ
- テ ABS
- ト 架装一式（下記(ア)～(カ)）
 - (ア)患者室内 LED 4 灯取付
 - (イ)患者室内天井部ステンレスグリップ
 - (ウ)スライドドア・バックドア入口部手摺り
 - (エ)患者室すりガラス風フィルム貼り
 - (オ)後部大型ステップ
 - (カ)その他、詳細は打ち合わせ

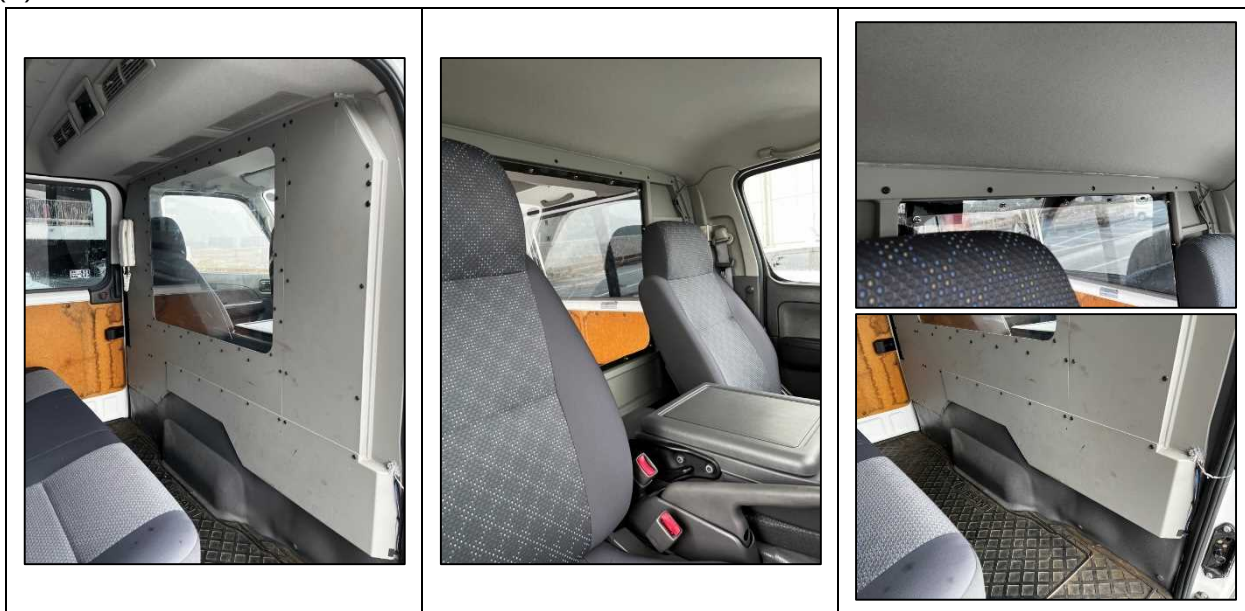
3 購入に係る使用

以下の項目を実施すること

- (1)検査登録（届出）手続きの代行
- (2)車庫証明手続きの代行
- (3)その他購入に係る手続き一切

4 参考画像

(1)隔壁の様子



(2)試乗の様子（車種：日産 セレナ）





【乗車口の開高 】



【乗車内部の様子】

- ・ 3 列目に乗せると、ドアが閉められない。
- ・ 2 列目に乗せようとする、前まで入りきらない。

5 その他

- (1)車椅子型アイソレータの搬入及び安定した運行が可能か確認するための試乗は可能なため、用意する車種が運行可能か確認することは差し支えない。

車椅子型アイソレータ

陰圧タイプ

CIW-1500N

空気感染または飛沫感染の恐れがある患者様の搬送に最適！



空気や飛沫を介して感染する恐れがある場合には、医療従事者や周囲の人々の安全確保が重要です。従来のベッド型アイソレータは大掛かりで高価なために、

一般の医療機関に常備する事は困難でしたが、低価格で気軽に利用できる車椅子型アイソレータを開発しました。

特長

- 従来のベッド型アイソレータに比べ、格段に安価です。
- 車椅子型なので、抵抗感が軽減されます。
- 殺菌酵素付HEPAフィルタを使用しており、病原菌やウィルスを外部に漏らしません。
- 一人の介護者でラクラク搬送出来ます。
- 載せたまま車両^{*1}に積み込めるよう、高さ調節が行えます。
- 内蔵バッテリーで連続4時間の運転が可能です（充電器も内蔵し、家庭用交流電源で充電可能）。

- カプセルは、取外しができ、消毒して繰り返し使えます。

* 消毒の方法については「感染症法に基づく消毒・滅菌に関する手引き」をご参照下さい。



車両^{*1}に積み込むときは高さの調節ができます。

*1 車椅子を載せるための特殊用途自動車になります。乗車の際は充分安全に配慮してください。

<オプション>

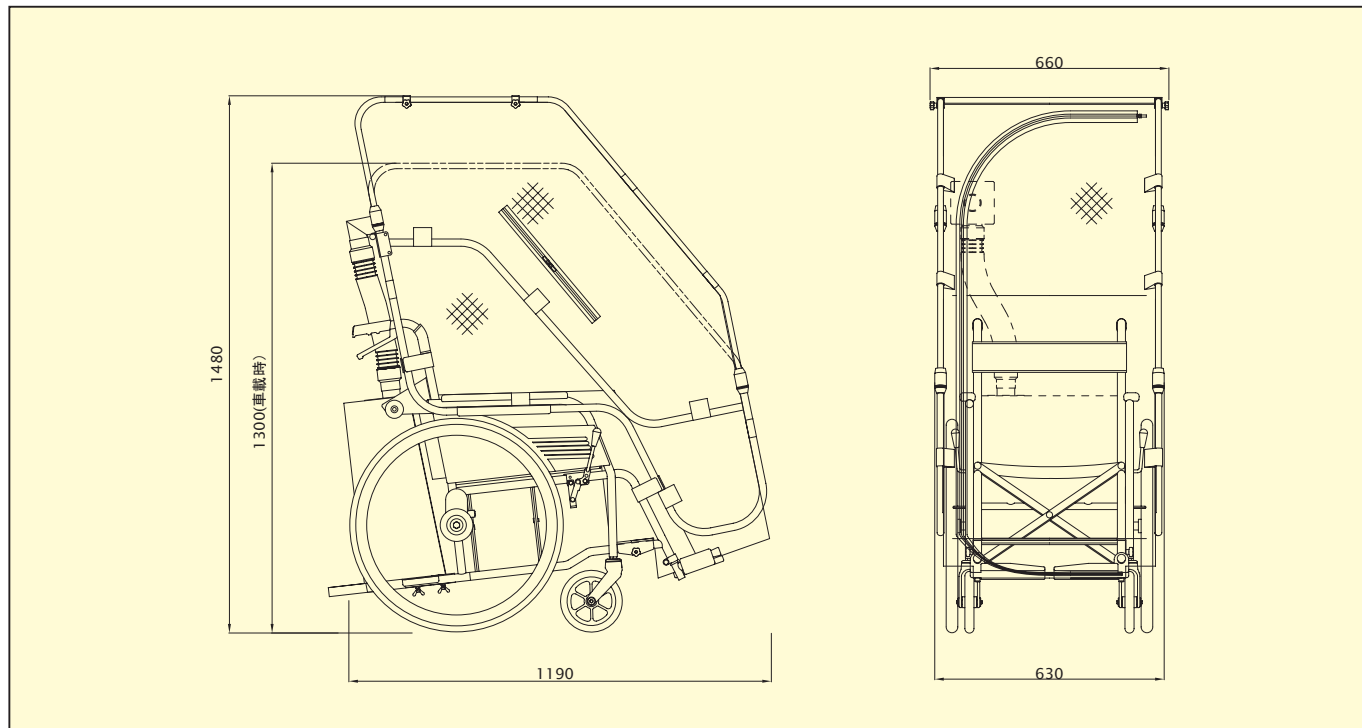
酸素ボンベ取付セット、輸液取付金具セット、ビニールカプセルタイプ

※カプセルは経時劣化致しますのでご使用の有無にかかわらず2～3年での交換をお勧めします。

車椅子型アイソレータ

陰圧タイプ

CIW-1500N



型 式	CIW-1500N
寸 法	W660×D1,190×H1,480(縮小時1,300～)mm
風 量	0.2m ³ /min以上(換気回数:25回/h以上)
フ ィ ル タ	HEPA フィルタ:集塵効率0.3μm粒子99.99%以上 ※殺菌酵素付
材 質	カプセル:ポリエステル高気密リップストップ フレーム:アルミパイプ クリーンユニット:アルミ他
内 部 圧 力	陰圧-2.5Pa以上
電 源	搬送時:内部電源DC12V(連続4時間) 交流電源・充電時:単相100V 100W
重 量	約45kg
価 格	

※車載スペースがW670×D1,200×H1,310mm以上の車両*1に積み込めます。

NKsystem Bio & Clean 研究設備・機器

株式会社 日本医化器械製作所

本 社 ☎ 06-6765-0223(代) FAX: 06-6765-0236
 東 京 支 店 ☎ 042-365-3245(代) FAX: 042-367-0382
 札 幌 支 店 ☎ 011-786-7203(代) FAX: 011-786-7204
 仙 台 営 業 所 ☎ 022-349-9525(代) FAX: 022-349-9794
 関 東 営 業 所 ☎ 029-855-7401(代) FAX: 029-855-7403
 名 古 屋 営 業 所 ☎ 052-910-3275(代) FAX: 052-911-0300
 福 岡 営 業 所 ☎ 092-235-3490(代) FAX: 092-235-3491
 広 島 出 張 所 ☎ 082-427-6789(代) FAX: 082-427-6790
 高 松 出 張 所 ☎ 087-815-5105(代) FAX: 087-815-5117
 羽 曳 野 工 場 ☎ 072-958-1919(代) FAX: 072-956-1345

<http://www.nihonika.co.jp>

E-mail: info@nihonika.co.jp

● 代理店・特約店

● 制御可能な温度・湿度の範囲は、設置環境・各設定状況・庫内の試料配置条件などにより異なります。● 当カタログ掲載品は、改良により仕様など変更する場合があります。● カタログ上の製品の写真は、現状の製品と異なるケースがあります。● 価格には消費税は含まれていません。● 価格には搬入費などは含まれていません。● 詳細仕様につきましては、弊社の最寄り営業所までお問い合わせください。● 製品をご購入の際は、あらかじめ、弊社営業担当者と十分に内容をご確認ください。● 本カタログ掲載装置には多くの特許権及び実用新案権取得製品を含んでおります。類似品にご注意ください。● 無断転載・複写を禁ず。